

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等「受入病床確保事業」補助金の申請（令和5年4月～6月分）について

標記の補助金（病床確保料）について、令和5年4月1日から6月30日までを対象期間とする申請についてご案内します。この補助制度の活用を希望する医療機関にあっては、次のとおり申請書等を提出してください。

【参考】令和5年度第1四半期の申請方法

| |
|--------------------------------------------------|
| ・令和5年度第1四半期分 期間中の実績により交付申請兼実績報告 (令和5年7月10日期限) |
|--------------------------------------------------|

1 対象事業及び実施者

主な対象は次のとおりです。

【4月1日～5月7日】

神奈川モデル認定医療機関（高度、重点、協力A）が対象となります。

詳細は、交付要綱別表1-1のとおりです。

【5月8日～6月30日】

新型コロナウイルス感染症病床確保フェーズに応じた確保病床等に関する協定による確保病床を有する医療機関が対象となります。

詳細は、交付要綱別表1-2のとおりです。

2 対象となる期間

令和5年4月1日～令和5年6月30日

3 申請書の提出期限

令和5年7月10日（月）（消印有効）

対象期間経過後に交付申請書と実績報告書を同時にご提出いただきます。対象期間経過後、提出書類に期間中の実績を記載していただき、提出期限までに郵送によりご提出ください。（病床確保料は、3か月ごとに実績に応じて精算払いを行います。）

重要

事前に連絡がなく上記の受付期間内にご提出がなかった場合、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

4 提出書類

送付する病床確保料申請書類作成用エクセルファイル等で作成した書類を印刷して県へ郵送してください。（「第9号様式役員等氏名一覧表」については、郵送と併せてエクセルファイルを電子メール（jryoukiki.byousyousy.84xv@pref.kanagawa.lg.jp）で送付してください。

(1) 連絡票

- (2) 第1号様式「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金事業実施計画」
- (3) 別紙1「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画」
- (4) 別紙2「事業の実施に要する経費に関する調書」
- (5) 第2号様式「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付申請書」
- (6) 別紙3「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画（個票）」
- (7) 第9号様式「役員等氏名一覧表」
- (8) 歳入歳出予算書抄本
- (9) 事前着手届出書(令和4年度に「受入病床確保事業補助金」の交付を受けていない方のみ)
- (10) 第6号様式「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金事業実績報告書」
- (11) 別紙5「令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実績」
- (12) 別紙6「事業の実施に要した経費精算額算出内訳」
- (13) 別紙4(1)及び別紙6(1)、
別紙4(2)、別紙4-②(2)及び別紙6(2)、別紙6-②(2)
※申請する事業に応じて提出してください
- (14) 別紙4及び6（参考資料）空床数計算シート(集計)(月別)
※今回送付したシートに入力の上、提出してください。

◆重要1◆

以下の「5 留意事項(1)」に記載のとおり、確保病床の上限は県との協定に基づく「陽性患者」のフェーズごとの確保病床数、県への届出に基づく休止病床数です。

空床数計算シートにおける、実際の確保病床数が県との協定数等を超えていた場合でも、各日の即応病床数は、必ず県との協定、県への届出の範囲内としてください。

◆重要2◆

申請期間中に協定、届出の内容を変更した場合や、フェーズ変更日から遅れて確保病床が増減する場合は、説明資料（任意様式）をあわせて提出してください。

令和4年7月11日付け通知「各地域の状況に応じて柔軟な病床確保の運用について」に基づき、病床確保フェーズの引き上げ（引き下げ）をしていた期間がある場合は、県から送付しております病床確保フェーズの引き上げ（引き下げ）についての承認書を添付書類として提出してください。

- (15) 歳入歳出決算書抄本
- (16) コロナ対応に伴う処遇改善状況（ただし、「院内感染によりクラスターが発生した医療機関に対する病床確保料」のみの補助申請の場合は提出不要です。）
- (17) 受入病床確保補助金確認書（所定の根拠書類が必要です）
- (18) クラスター要件確認資料（院内感染によりクラスターが発生した医療機関に対する病床確保料を申請する場合のみ提出してください。所定の根拠書類が必要です。）
- (19) 根拠資料等

必須の資料は次のとおりです。

ア 病床確保に関する県との協定、県への届出に基づく確保病床、休止病床の配置や病床数を示すフロア図、増減の推移が分かる資料

（報告書の確保病床、休止病床がフロア図の病床のどこにあたるのか、関係性が分かるようにして提出してください。）

イ 「対象経費支出額」算定根拠資料

(a) 別紙6（1）、（2）、6-②（2）の「対象経費支出額」の算定式がわかるもの（任意様式）

(b) (a)の算定式内の数値の根拠資料

※レセプトの写しを添付する場合は、患者名等の個人情報を黒塗りにして提出してください。

※根拠資料（レセプト等）はコロナ陽性患者の資料を用いてください。

ウ ICU、HCU病床の根拠資料（ICU又はHCU区分で空床補償あるいは休床補償を申請する場合のみ）

施設基準に係る関東信越厚生局への届出の写し、空床補償として申請する期間中の当該病床の看護配置人数が分かる書類（空床補償のみ）、当該ICU、HCU病床の所在が分かる平面図。

5 留意事項

- (1) 確保病床数については、「新型コロナウイルス感染症病床確保フェーズに応じた確保病床に関する協定書」の数を入力してください。
- (2) 即応病床数については、確保病床のうち新型コロナウイルス患者専用病床として、実際に稼働した病床数を入力していただきます。

※「確保病床の運用について」（令和4年10月21日付け医危第5547号神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長）に基づいて、確保病床数を協定で定めたフェーズの確保病床数未満とした期間がある場合はその即応病床数を記載してください。

- (3) コロナ患者以外の病床数については、即応病床にコロナ以外の病気の患者が入院した場合、その病床数を記載してください（該当がある場合のみ）。

※1日のうちに当該病床へ複数の入院患者があった場合も1床とカウントしてください。常に稼働病床数 \geq 使用病床数となり、空床数がマイナスとなることはありません。

※即応病床使用率の計算時、分母の即応病床数からコロナ患者以外の入院患者数を除外して、即応病床使用率を算定します。

その他、入力の詳細については、**資料3**をご確認ください

- (4) 患者が即応病床に入退院した日に診療報酬が支払われている場合、空床には該当しません。
- (5) **令和5年5月7日までの病床確保料の上限額については、令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表2-1 A表の額により申請してください。審査時に、病床使用率によりB表の適用となる可能性があります。**
- (6) クラスタ申請時、専用病床として認められるには、陽性患者のみが入院していることが必要となります。
- (7) 「コロナ対応に伴う処遇改善状況」の内容については、県から厚生労働省に報告します。
- (8) 報告書等への押印は不要です。
- (9) 病床確保料の補助対象となる医療機関は、処遇改善状況(実績)の報告のほか、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム(HERSYS)への情報入力が必要です。
- (10) 本補助金は、国費を活用した事業となるため国の会計検査の対象となります。証拠書類等は、5年間保管してください(令和5年度分の資料については令和10年度末までの保管が必要です)。会計検査では、必要に応じて現地調査や証拠書類の検査等が行われます。

6 令和4年度第4四半期分からの変更点

(1) 病床確保料の「調整」制度の廃止(令和5年4月1日から)

令和4年度10月以降の病床確保料に導入された、期間中の病床利用率が50%以下である等の所定の要件を満たさない者の病床確保料を減額調整する制度について、令和4年度末をもって廃止した。

(2) 病床使用率30%ルール廃止(令和5年5月8日から)

期間中の即応病床使用率(全3か月間)が県の平均の30%を超えて下回る場合の病床確保料について、特段の事情がない場合、3割程度低額の病床確保料単価を適用する標記の制度について、令和5年5月7日をもって廃止した。

(3) 対象経費支出額

5類移行に伴い診療報酬上の措置が変更となるため、対象経費支出額については、5月7日までと5月8日以降のものを別に算出してください。

※根拠資料（レセプト等）は5月7日と8日、両日含まれるものは、基本的に対象外とします。

【可】入院日：4月3日から4月10日、5月10日から5月25日

【否】入院日：4月29日から5月10日

(4) 休止病床

令和5年5月7日以前 確保病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）が補助上限。

令和5年5月8日以後 確保病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は2床まで）が補助上限。

○ 令和5年5月8日以降の例外

ICU・HCU病床以外で、構造上の事情により個室化が困難である特別な事情があり、一定の要件を満たす場合は、即応病床1床あたりの休止病床の上限を2床までとすることができます。

（令和5年2月末まで確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上としていた場合に限りです。別の場所に個室がある等、多床室を使用せざるを得ない特別な事情が認められない場合は否認されます。）

⇒、多床室にある確保病床の同部屋内に存在し、かつ令和5年2月以前より休止病床としていた病床が前提です。申請を希望される方は申請書作成用エクセルシート内の「構造上の休止病床の申請について」を作成し、要提出書類を添付の上、ご提出ください。（本件はあくまで例外的取扱いであり、ご申請いただいたとしても必ず是認されるものではありません。）

(5) クラスターが発生した医療機関に対する病床確保料の申請について

令和5年5月8日以降、補助制度が変わります。

ア 補助要件

新型コロナ患者の受入実績がある医療機関であって、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入院受入状況等を確実に入力すること。

⇒①院内感染の方以外に外部からの新型コロナ患者の入院受入実績が必要

※レセプトにより判断します。なお、コロナ治療のための入院である必要があり、他疾患の治療による入院でコロナ付着の場合は対象外です。

（協定締結をしており、確保病床を有する医療機関の場合は、その受入実績から判断しますので提出は不要です。）

②その実績を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力することが必要です。

イ 補助対象となる病床

- ① 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床
- ② 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床

※補助には「病室の閉鎖」などの事情によるやむを得ない空床、休止病床である必要があります。

⇒「病棟の閉鎖」の具体例

- ・同部屋内に陽性患者が入院しているため、陽性患者の療養が終了するまで他疾患の患者が使用できないため空床としなければならない病室。
- ・専用病棟内に陽性患者が入院しているため、陽性患者の療養が終了するまで他疾患の患者が使用できないため休床としなければならない病室。
(専用病棟は必要最低限の範囲である必要があります。)

ウ その他

5月8日以降、新型コロナ患者の外部からの受入実績と医療機関等情報支援システム(G-MIS)への入力³が補助要件として加わりましたので、入院状況等を確実に入力するようにしてください。

※上記の入力がない医療機関には、補助を行うことはできません。

その他、入力の詳細については、[資料3](#)をご確認ください

7 提出先

(1) 提出書類一式(第9号様式「役員等一覧表」を含む)

以下へ郵送してください。

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

宛先：神奈川県 医療危機対策本部室 管理グループ 交付金担当

※ 第9号様式「役員等一覧表」については、郵送と併せて、作成したエクセルファイルを電子メールで次のアドレスへ提出してください。

※ ファイル名は「((医療機関名を記載)) 役員一覧」としてください。

○メールアドレス

iryoukiki.byousyou.84xv@pref.kanagawa.lg.jp

○提出期限

令和5年4～6月分 令和5年7月10日(月)(消印有効)

問合せ先

医療危機対策本部室 管理グループ 交付金担当

電話 045-285-0646

メールアドレス iryoukiki.byousyou.84xv@pref.kanagawa.lg.jp